

京都市訓令甲第22号

庁 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表第1庶務担当部の部長及び庶務担当室の室長の項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 臨時的任用職員（総務局長が別に定める者に限る。）の採用、期間の更新、退職等に関する事。

別表第1庶務担当課の課長の項第15号中「で別に指定するもの」を削る。

別表第2理財局長の項第7号中「500,000,000円」を「400,000,000円」に改める。

別表第2調度課長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第2環境政策部長の項中「環境政策部長」を「地球環境政策部長」に改める。

別表第2観光振興課長の項の次に次の2項を加える。

農業振興整備課長

- (1) 京都市里道管理条例第12条による占用の許可及びこれに伴う同条例第19条による占用料の減免（同条第8号に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 京都市水路等管理条例第9条による許可（同条第1項第2号に係るものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るものに限る。）及びこれに伴う同条例第15条による流水占用料等の減免（同条第3号に係るものを除く。）に関する事。

<p>林業振興課 長</p>	<p>(1) 京都市里道管理条例第12条による占用の許可及びこれに伴う同条例第19条による占用料の減免（同条第8号に係るものを除く。）に関する事。</p>
--------------------	---

別表第2障害保健福祉課長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第2道路管理課長の項に次の1号を加える。

- (2) 京都市里道管理条例第12条による占用の許可のうち期間の更新に係るもの及びこれに伴う同条例第19条による占用料の減免（同条第8号に係るものを除く。）に関する事。

別表第2河川課長の項に次の1号を加える。

- (2) 京都市水路等管理条例第9条による許可（同条第1項第2号に係るものについては、1件占用料月額10,000円以下の占用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るものに限る。）及びこれに伴う同条例第15条による流水占用料等の減免（同条第3号に係るものを除く。）に関する事。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)